

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

確認チェック

本紙の内容を申込人〔法人名： 〕

に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。

(確認日 年 月 日 金融機関確認者)

※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック（☑）を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類 型	要 件
金 融 機 関 連 携 型	①申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ②「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
そ の 他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度（信用保証料の上乗せあり）

信用保証協会では、次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ①直近の決算において債務超過でない。
 - ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については群馬県信用保証協会までお問い合わせください。

【「経営者保証に関するガイドライン」とは】

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<https://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ）保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

ロ）原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ）経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ）に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以 上

おわかりにならない事、またはお気づきの点がございましたら、群馬県信用保証協会までお問い合わせください。